

市税・国保税の納め忘れはありませんか？

〔納税の公平性を保つため滞納処分を強化しています〕

左記の市税・国保税の納期限が経過していますので、早めの納付をお願いします。

- **住民税**
1期・2期・3期
- **固定資産税**
1期・2期・3期・4期
- **軽自動車税** 全期
- **国民健康保険税**
1期・2期・3期・4期・5期

広報きくち10月号23ページでお知らせしましたように、納税の公平性を保つために滞納処分を強化しています。

左記のとおり、平成19年度の滞納処分（差押）状況をお知らせします（平成19年11月12日現在）。

- ◆ **預貯金口座の差押**
137件
- ◆ **不動産（土地・建物）の差押**
24件
- ◆ **動産（家電製品・貴金属・骨董品・日用品など）の差押**
110件
- ◆ **所得税の還付金差押**
10件
- ◆ **自動車・バイクの差押**
7件

◆ **その他（「ルノ会員権など」）**
2件

滞納している人すべてが、すぐに差押の対象になるわけではありません。何らかの事情で納期限内に納めることができないときは、早めに納税相談を受けられることをお勧めします。遠慮なく市役所税務課までお電話ください。地区ごとの担当職員が相談をお受けします。

問い合わせ先
税務課課税係
☎(25) 72008

問い合わせ先
税務課固定資産税係
☎(25) 7207

10月23日に第1回菊池市公売会を実施しました

市税・国保税の徴収のために差押された財産（家電製品・日用品など）約60点を菊池市七城公民館で公売し、150人を越える参加者がありました。売却した代金157,012円は滞納となっている市税などへ充てることができました。

また、インターネット公売でも8点を売却し、248,185円が同じく滞納市税などへ充てられました。今後も自主財源の確保と納税者の公平性を保つため、継続して滞納処分を強化していきます。



七城公民館であった公売会

家屋の解体届と未登記家屋の異動届はお早めに

平成20年度の固定資産税の賦課期日は、平成20年1月1日です。

固定資産税は、毎年賦課期日現在の所有者に課税されます。家屋を解体し、建物滅失登記をしない場合や、未登記建物の所有権が移転している場合は、届出書の提出をお願いします。※手続きを済ませないと、誤って課税される場合があります。

問い合わせ先
税務課固定資産税係
☎(25) 7207

事業主の皆さんへ償却資産の申告をお願いします

償却資産とは、会社や個人で工場、商店または農業などを営んでいる人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等の有形固定資産のことです。

申告の内容

- ① 構築物（広告塔・テナント改装など）
- ② 機械および装置（コンベア・ブルドーザー・農業用機械・施設など）
- ③ 車両および運搬具（自動車税ならびに軽自動車税の対象となるものを除く）
- ④ 工具器具および備品（机・イス・パソコンなど）

このような事業用資産を持っている人は、毎年1月1日現在の資産所有状況を申告することになります。

※前年申告のある場合は、後日申告書を送付します。

※新規事業者または事業用資産を所有して申告書の送付が無い場合は、左記まで問い合わせください。

申告期限 1月31日（木）
※郵送でも受け付けます

問い合わせ・申告先
税務課固定資産税係
☎(25) 7207

12月の「税」の納期限

問い合わせ先 税務課

- **国民健康保険税第6期**
- **市県民税第4期**

※口座振替を利用している人は、12月25日（火）に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。

法定調書の提出は1月31日（木）まで

給料、報酬、不動産の使用料などを支払った場合には、支払先の住所、氏名、支払金額などを記載した源泉徴収票や支払調書など（総称して「法定調書」といいます）を税務署に提出することになります。

この法定調書は、利子、配当などの一部を除き、一年間の支払分を取りまとめて提出するもので、平成19年中の支払に係る法定調書の提出は、平成20年1月31日（木）までとなっていますので、記載誤りのないよう正確に記載し、期限までに提出してください。

問い合わせ先
菊池税務署
☎(25) 2121
税務相談室
☎096(355) 0014

農業者の皆さんへの重要なお知らせです 軽油引取税の免税手続きを 次の日程で実施します



農業用機械に使用する軽油の免税には、「免税軽油使用者証（2年毎に更新）」と「免税証（1年毎に更新）」が必要です。軽油引取税の免税を希望する人は、必ず下記により交付申請をしてください。

- 受付日**
単独で申請する人
→平成20年1月7日（月）～10日（木）
共同で申請する人
→平成20年1月17日（木）～18日（金）
- 受付時間** 午前9時～午後4時
※正午から午後1時までを除く。
- 受付場所** 熊本県菊池総合庁舎1階 第4会議室
- 必要書類**

免税軽油使用者証の有効期限	軽油引取税の免税手続きに必要な書類
新 規	①、②、④～⑨、⑭（④⑤⑥⑦⑭は事前に準備すること）
H20.2.29まで	①～⑭（③～⑦、⑨～⑭は事前に準備すること）
H21.2.28まで	⑧～⑭（事前に準備すること）

- ◆ **免税軽油使用者証関係**
- ① 免税軽油使用者証交付申請書
 - ② 誓約書
 - ③ 免税軽油使用者証
 - ④ 耕作証明書（農業委員会発行）
 - ⑤ 免税機械の所有・使用証明（市町税務課発行）
 - ⑥ 免税機械の写真（1台につき、前・後・横から各計3枚撮影）
- ⑦ 印鑑（法人は登記所に提出済の代表者印、個人は認印で可）
- ◆ **免税証関係**
- ⑧ 免税証交付申請書
 - ⑨ 免税軽油の引取り等に係る報告書
 - ⑩ 免税証交付申請書付表1
 - ⑪ 免税証交付申請書付表2
 - ⑫ 免税軽油所要数量計算明細書
 - ⑬ 未使用の免税証
- ◆ **本人確認書類**
- ⑭ 申請者本人を確認する書面（運転免許証など）

計3枚撮影）

◆ **本人確認書類**

- ⑭ 申請者本人を確認する書面（運転免許証など）

◆ **注意事項**

- ・新規申請の場合、必ず本人または法人代表者が来局してください。
- ・必要書類にはペンで記入してください。（鉛筆書き不可）
- ・免税証交付申請書付表2には販売店証明印があることを確認してください。
- ・新規申請の場合、「耕作予定表」を作成するので、「作物名」「作付面積」「機械の名称と馬力」を把握しておいてください。
- ・受付日当日都合が悪い場合は、担当者までご相談ください。

問い合わせ先 熊本県菊池地域振興局 税務課課税係 ☎(25) 4124

個人事業者の皆さんへ

消費税の免税事業者で、平成17年分の所得税の確定申告などにおいて、消費税の課税売上高が1,000万円を超えた人は、平成19年分は消費税の課税事業者となりますので、平成20年3月31日（月）までに消費税の確定申告と納付が必要となります。

なお、課税事業者の納付する消費税額は、課税期間の売上げに対する消費税額から仕入れや経費に含まれる消費税額を控除（仕入税額控除）して計算するので、売上げ、仕入れなどに係

る取引に関する事項を記録した帳簿や書類の保存が必要となります。

また、仕入税額控除を受けるためには、簡易課税制度を選択した場合を除き、取引事実を記録した帳簿に加え、取引先から受け取った請求書などの保存も必要となります。これらの帳簿などの保存期間は、その課税期間の確定申告期限の翌日から7年間です。

問い合わせ先
菊池税務署
☎(25) 2121
税務相談室
☎096(355) 0014

1月10日（木）までに「菊池市農業委員選挙人名簿登載申請書」の提出をお願いします

農業委員会では、毎年1月1日を基準日として、農業委員選挙人名簿の作成をしなければなりません。

そこで、該当者あてに登載申請書を配布しますので、1月10日までに提出をお願いします。

区長さんに取りまとめをお願いする予定ですが、その際、個人情報保護のため封筒を利用されても結構です。ご協力、よろしくお願いします。

- 該当者**
- ・菊池市に住所のある20歳以上の人。
 - ・10a以上の農地をおおむね60日以上耕作している人。
- 問い合わせ先** 農業委員会 ☎(25) 7235